

# 登録拒否要件について

貸金業の登録を受けようとする者が下記のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合、登録は拒否されます。(貸金業法第6条第1項)。

---

- 1 心身の故障により貸金業を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者(精神の機能の障害により貸金業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者)
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 貸金業法第24条の6の4第1項、第24条の6の5第1項又は第24条の6の6第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により登録を取り消され、又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第38条第1項(第2号から第4号までを除く。)の規定により同法第12条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第11条第5項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。)の種別に係るものに限る。)を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の日前三十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)
- 4 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 貸金業法、出資法、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律の規定に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令第12条の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 6 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 7 貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として内閣府令で定める者
- 8 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が1から7までのいずれかに該当するもの
- 9 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの
  - イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

(精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者)

ロ 2から7までのいずれかに該当する者

10 個人で政令で定める使用人のうちに次のいずれかに該当する者のあるもの

イ 心身の故障のため貸金業に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者  
(精神の機能の障害のため貸金業に係る職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者)

ロ 2から7までのいずれかに該当する者

11 暴力団員等がその事業活動を支配する者

12 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

13 営業所又は事務所について貸金業務取扱主任者に関する要件を欠く者

14 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額(5千  
万円)に満たない者(資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由があ  
る者を除く。)

15 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

16 他に営む業務が公益に反すると認められる者